

# 経営所得安定対策の申請は 6/30 (木)まで

## 市内 3カ所で相談会を開催

経営所得安定対策は、農家の経営安定のため、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する政策です。

米や米以外の水田を活用した戦略作物を作付し、販売している農家には交付金が交付されます。申請相談会を市内 3カ所で 4日間行います。

農林振興課  
☎995-1823

### 畑作物の直接支払交付金

**対象作物**／麦・大豆・そば・なたね

**交付要件**／対象作物を生産・販売している認定農業者、集落営農、認定新規就農者

**交付方法・単価**

数量払、面積払のうち、いずれかの金額の高い方のみ交付されます。

**【数量払】**

当年産の出荷・販売数量と、作物ごとの品質に応じて交付されます。

※販売・品質を証明する伝票・出荷票の写しや出荷契約書の写しが必要です。

**【面積払（営農継続支払）】**

対象作物の当年産の作付面積に基づき交付されます。

20,000 円 / 10a

※そばは、13,000 円 / 10a

### 水田活用の直接支払交付金

**対象作物・単価**

**【戦略作物】**

麦・大豆・飼料作物	35,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
WCS用米	80,000円/10a
米粉用米・飼料用米	55,000万～105,000円/10a ※収量に応じる

**【産地交付金】（市で設定する地域特産物など）**

ヤマトイモ・イチゴ・モロヘイヤ・そば	10,000 円 / 10a
芝・種苗・景観作物	6,000 円 / 10a

※登記地目が田の地目でそばを作付する場合は、20,000 円 / 10a を追加配分（二毛作は 15,000 円 / 10a）

**交付要件**

水田で対象作物を生産し、販売していることが必要です。そばは、市場に流通するなど特産化への取り組みに参加することが条件です。田畑を問わず交付対象になります。

### 米の直接支払交付金

**交付要件**／米の生産数量目標に従って主食用米・酒米を生産・販売していること。

**交付方法・単価**

**【定額交付】**

7,500 円 / 10a

作付面積から自家消費・縁故米相当として 10a が控除されます。

※この交付金は、平成 30 年度産米から廃止

### 申請の方法

農林振興課にある交付申請書と営農計画書に必要な事項を記入し提出してください。共済に加入している方と昨年度に申請した方には、交付申請書と営農計画書を部農会経由で配布します。説明を希望する方は、相談会に参加するか、農林振興課へお問い合わせください。

**【相談会】**

5月23日(月)	10:00~16:00	市役所地下会議室
5月24日(火)	15:30~19:00	市民文化センター33会議室
5月25日(水)	13:30~16:00	須山支所 2階小会議室
5月26日(木)	13:30~16:00	市役所地下会議室

**申請期限**／ 6月30日(木) 必着

**申請先**／ 農林振興課

※この申請・実績で市の特産物奨励交付金などの対象となる方には、別途通知します。